5　残余給付資金の額　金1,658万2,604円
6　特別支給申請期間　平成28年３月28日から平成28年５月27日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　大阪地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成26年２月25日
⑶　確定年月日　平成26年３月12日
⑷　被告人氏名　福田　秀建
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、被害者に対し、架空の出会い系サイトに登録した事実も、その利用料金が発生している事実もないのにこれらがあるように装うとともに、同サイトを退会するための費用がかかる旨メールを送信するなどして被害者をだまし、これを信じた被害者に、指定する銀行口座等に現金を振込入金させ、これをだまし取っていたものであるが、被告人は、その犯罪収益の帰属を仮装しようと企て、平成25年２月22日から同年４月24日までの間、258回にわたり、被告人が管理する銀行口座等に現金合計2,767万9,752円をそれぞれ振込入金させ、もって犯罪収益の取得につき事実を仮装したものである。
（罪　名　等）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。
１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成28年４月27日までに中国財務局理財部金融監督第３課あて申し出をされたい。
２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。
［掲載順序］
①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地
①20970002377②株式会社カーパドック広島③伊藤　博文④広島県広島市安佐南区山本１―６―11
①21571001417②中村　誉暢③中村　誉暢④山口県下松市潮音町２丁目２―５
①21564000407②赤堀　敏行③赤堀　敏行④岡山県津山市野介代836―１
①21771001802②東川　一史③東川　一史④山口県山口市小郡下郷2638―１
①20264000340②株式会社トラベルワン③片山　善男④岡山県岡山市西古松２丁目２―27
平成28年３月28日
中国財務局長　佐藤　秀明

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２８年（家）第５５号
盛岡市長田町６番２号
申立人　岩手県信用保証協会
本籍岩手県釜石市大字釜石第17地割82番地、最後の住所岩手県釜石市大平町１丁目５番21号、死亡の場所岩手県釜石市、死亡年月日平成27年４月13日、出生の場所岩手県釜石市、出生年月日昭和32年９月18日、職業会社役員
被相続人　亡　小山　英司
事務所盛岡市大通１丁目６番19号　大通りビル３階　南部富士法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山﨑　哲雄
盛岡家庭裁判所遠野支部
平成２８年（家）第２０００５号
栃木県宇都宮市桜４丁目１番25号
申立人　株式会社足利銀行
本籍東京都江東区森下４丁目５番地１、最後の住所栃木県小山市暁１丁目17番22号、死亡の場所栃木県小山市、死亡年月日平成27年１月26日、出生の場所東京市深川区、出生年月日昭和15年２月７日、職業会社役員
被相続人　亡　内田辰三郎
事務所　栃木県下都賀郡壬生町大師町31番16号
相続財産管理人　石原幹司郎
宇都宮家庭裁判所栃木支部
平成２７年（家）第２０７６号
群馬県館林市代官町10番29号
申立人　平野　一男
本籍群馬県館林市代官町2125番地、最後の住所群馬県館林市大街道３丁目15番13号、死亡の場所群馬県館林市、死亡年月日平成27年11月６日、出生の場所群馬県邑楽郡館林町大字館林2125番地、出生年月日昭和11年７月７日、職業無職
被相続人　亡　栗原　みや
群馬県館林市代官町10番29号、事務所　群馬県館林市代官町10番29号
相続財産管理人　平野めぐみ
前橋家庭裁判所太田支部
平成２８年（家）第１３４号
東京都千代田区神田錦町３丁目13番地
申立人　みずほ信用保証株式会社
本籍東京都板橋区上板橋２丁目48番、最後の住所埼玉県ふじみ野市新田１丁目２番１―1107号、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日平成26年１月30日、出生の場所静岡県賀茂郡下田町、出生年月日昭和34年９月15日、職業不明
被相続人　亡　庄田　　武
埼玉県川越市新宿町１―20―11　佐賀ビル201号雀ノ森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　市川　拓郎
さいたま家庭裁判所川越支部
平成２７年（家）第９７５号
千葉県旭市ニの5387番地
申立人　有限会社川口不動産
本籍千葉県旭市後草1915番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所千葉県旭市、死亡年月日平成27年８月22日、出生の場所千葉県海上郡嚶鳴村、出生年月日昭和５年１月７日、職業農業
被相続人　亡　浪川　源助
事務所　千葉市中央区中央３丁目10番４号　マーキュリー千葉９階　みどり総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　島﨑　克美
千葉家庭裁判所八日市場支部
平成２７年（家）第４８１２７号
東京都品川区二葉２―６―７
申立人　山下小夜子
本籍横浜市港北区鳥山町286番地１、最後の住所横浜市港北区鳥山町286番地１、死亡の場所横浜市港北区、死亡年月日推定平成27年８月１日から10日までの間、出生の場所横浜市港北区、出生年月日昭和57年２月３日、職業不詳
被相続人　亡　山下マリ子
事務所　横浜市中区本町１丁目４番地プライムメゾン横濱日本大通３階
相続財産管理人　弁護士　菊地　哲也
横浜家庭裁判所
平成２７年（家）第８４２３号
金沢市尾山町９番25号
申立人　石川県信用保証協会
本籍石川県加賀市山中温泉上原町１丁目217番地、最後の住所石川県加賀市山中温泉上原町１丁目217番地、死亡の場所石川県加賀市、死亡年月日平成26年12月23日、出生の場所石川県羽咋郡志雄町、出生年月日昭和24年１月16日、職業不明
被相続人　亡　安達　和男
事務所　石川県小松市小馬出町27番地６　丸ビル２階　やすらぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　片岡　健太
金沢家庭裁判所小松支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
平成２８年（家）第５０１１号
茨城県龍ケ崎市佐貫１丁目15番地３　藤田ビル眞鍋・大関法律事務所
申立人　眞鍋　涼介
本籍東京都文京区千駄木５丁目166番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市4963番地の１、死亡の場所茨城県龍ケ崎市、死亡年月日平成27年５月９日、出生の場所神奈川県横浜市、出生年月日大正７年11月30日、職業無職
被相続人　亡　新井まさ子
催告期間満了日　平成28年10月15日
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部